

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

国民年金保険料には全額免除だけでなく一部免除制度があるのをご存知ですか？

◆一部免除の種類

3/4免除・半額免除・1/4免除

*学生の方は「学生納付特例制度」の対象となりますので、免除申請できません。

◆メリット

① 受給資格期間に算入(一部納付をした場合) 老齢年金や障害・遺族年金を受けるためには、受給資格期間や、一定の納付要件が必要です。

② 老齢基礎年金額に反映

1ヶ月の保険料を納付または免除されることによって、老齢基礎年金額へ反映される割合・金額は右の表のとおりです。

◎お問い合わせは

南国年金事務所 ☎864・1111 市民課年金係 ☎880・6555

●平成28年4月時点の老齢基礎年金額をもとに計算した場合

	受給資格	1ヶ月の保険料額 (H28年度)	老齢基礎年金額への反映	
			割合	1年間の金額 (概算)
定額納付	○	16,260円	1	1,625円
全額免除	○	0円	4/8	813円
3/4免除	○*	4,070円	5/8	1,016円
半額免除	○*	8,130円	6/8	1,219円
1/4免除	○*	12,200円	7/8	1,422円

*一部免除を承認された期間は、減額された一部保険料を納付しなければ「未納期間」となり、受給資格期間に算入されず、老齢基礎年金額にも反映されませんので、納め忘れにご注意ください。

第56回 南国市美術展覧会



【一般の部】【幼児・児童・生徒の部】同時開催

と き 12月11日(日)～18日(日) ところ スポーツセンター

【幼児・児童・生徒の部】

- 部門／洋画、日本画、書道、漫画、デザイン、写真、彫塑・工芸
- 出品資格／市内在住または出身の方、市内に勤務または勤務経験のある方、市内校の在校生または卒業生、市内にある各種サークルに在籍する方
- 出品料／1点につき500円(高校生は250円)
- 障害者手帳をお持ちの方は無料
- 搬入 搬入日/12月4日(日) 10時～19時
- 搬入場所/スポーツセンター
- 備考/開催要項・出品票は市役所総合案内・支所、スポーツセンター、中央公民館、日章福祉交流センターで10月中旬から配布予定です。
- 問い合わせ 生涯学習課 (☎880・6569)
- 部門／絵画、お話の絵、版画・デザイン、工作・工芸立休作品、彫塑、書写(幼児の部は除く)
- 出品資格／市内在住または在園・在学する4歳児クラス以上の幼児、児童、生徒
- 出品料／無料
- 搬入 搬入 搬入日/11月17日(木) 9時～16時30分
- 搬入場所/スポーツセンター
- ② 児童・生徒の部(工作・工芸・立休作品、彫塑)
- 搬入日/12月5日(月) 9時～16時30分
- 搬入場所/スポーツセンター
- *詳しくは要項参照
- 問い合わせ 学校教育課 (☎880・6568)

【一般の部】

- 部門／洋画、日本画、書道、漫画、デザイン、写真、彫塑・工芸
- 出品資格／市内在住または出身の方、市内に勤務または勤務経験のある方、市内校の在校生または卒業生、市内にある各種サークルに在籍する方
- 出品料／1点につき500円(高校生は250円)
- 障害者手帳をお持ちの方は無料
- 搬入 搬入日/12月4日(日) 10時～19時
- 搬入場所/スポーツセンター
- 備考/開催要項・出品票は市役所総合案内・支所、スポーツセンター、中央公民館、日章福祉交流センターで10月中旬から配布予定です。
- 問い合わせ 生涯学習課 (☎880・6569)

南国市職員募集

■採用試験日/10月16日(日)

■申込期間

9月1日(木)～23日(金) 8:30～17:15

*土・日曜日、祝日は除く

*郵送の場合は、9月23日(金)までの消印有効

■申込書配布場所/市役所総合案内・総務課職員係で9月1日(木)から配布します。また、南国市のホームページからもダウンロードできます。

*郵送での請求は、住所・氏名を記入し、120円切手を貼った返信用封筒(角2)を同封してください。

■採用予定日/平成29年4月1日以降

■採用予定人数/各試験区分とも若干名

■申込書の請求・問い合わせ

総務課職員係
(〒783-8501 南国市大塚甲2301
☎880-6551
HPhttp://www.city.nankoku.lg.jp)

試験区分	受験資格
行政	昭和62年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた方
土木技師	昭和57年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた方
消防士	平成3年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた方
保育士 幼稚園教諭	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、保育士および幼稚園教諭の資格を持っている方、または平成29年3月末までに資格取得見込みの方
保健師	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を持っている方、または平成29年4月末までに資格取得見込みの方
調理師	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、調理師の資格を持っている方、または平成29年3月末までに資格取得見込みの方

ご存知ですか？

被災宅地危険度判定制度

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などによって、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図ろうとするものです。

判定作業は、市の災害対策本部内に設置される被災宅地危険度判定実施本部が行います。その結果は危険度に応じて3つに分類され、次の3種類のステッカーを現地の見やすい場所に貼り付けます。これによって、当該宅地の所有者だけでなく近隣住民、付近の通行する方にも注意を呼びかけます。

住民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

判定表示

(赤)	(黄)	(青)
<p>危険宅地 この宅地に入ることは危険です。</p>	<p>要注意宅地 この宅地に入る場合は十分に注意してください。</p>	<p>調査済宅地 この宅地の被災程度は小さいと考えられます。</p>

■問い合わせ

県土木部都市計画課 (☎823・9849)
南国市都市整備課建築都計係 (☎880・6558)